

## 平成27年第9回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年10月28日(水)  
午前9時30分 から 午前10時41分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室

### 3. 本日の出席委員(11名)

- |     |          |     |       |
|-----|----------|-----|-------|
| 1番  | 田中安雄     | 2番  | 池崎計介  |
| 3番  | 錦戸幸春     | 4番  | 大仁田金次 |
| 5番  |          | 6番  | 福田正明  |
| 7番  |          | 8番  |       |
| 9番  | 福山健      | 10番 | 小野陽一  |
| 11番 | 塚田修彦     | 12番 | 渡邊和人  |
| 13番 | 春本一喜     | 14番 |       |
| 15番 | 岡村貞夫(会長) |     |       |

### 4. 本日の欠席委員(4名)

- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 5番 | 内尾明美 | 7番  | 長田賢二 |
| 8番 | 田中文彦 | 14番 | 山下時義 |

### 5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第97号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 日程第4. 議案第98号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第5. その他

### 6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 野田尚之・局長補佐 田中慎一・主幹 瀬形茂

### 7. 会議の概要

#### 1. 開会

開会午前 9時30分

事務局 | おはようございます。

会議の前に連絡事項がございます。事前にお配りしております、会議資料の中で、議案第98号、農用地利用集積計画の認定についての資料は、本日お配りしました資料を使用いただくよう、お願い致します。

また、10月23日（金）に開催されました、「れいほくセミナー、耕作放棄地の解消」につきましては、多数ご参加頂きありがとうございました。

では、定刻になりましたので、只今から平成27年第9回の農業委員会総会を開会致します。

はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。環太平洋連携協定、TPP交渉はアトランタ閣僚会合で大筋合意したようでございます。私たちが要望しております重要5品目も、大幅な市場開放がせまられるようで、現在国会で詰めがなされているようでございます。我が国の農業が太刀打ちできるような農業政策が必要かと思われまます。

皆さんは先般のれいほくセミナーは参加を頂きまして、誠にありがとうございました。耕作放棄地解消に向けて頑張ってください。よろしくお祈りを致します。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は内尾明美委員さん、長田賢二さん、田中文彦さん、山下時義さんが欠席でございます。

出席委員は15名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお祈り致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議長

それでは、10番の小野陽一委員さんと、11番の塚田修彦委員

さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2、議案第96号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2、議案第96号 農地法第5条の規定による、許可申請についてご説明いたします。  
3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。  
申請人は議案記載のとおりです。  
申請物件の表示は、苓北町志岐の畑1筆315㎡です。  
転用の目的は賃貸駐車場です。  
転用しようとする理由の詳細は、「申請地は周囲を宅地に囲まれて町道に面しているが、所有者が県外に居住しているため、農地として機能していない。譲り受け人は近隣の方の駐車場が不足しているため、転用申請に至った次第である。  
他に代替となる土地も無いことから、申請地を駐車場として転用したい」というものです。  
申請地は4ページから6ページに図示しております。  
審議の要点につきましては、記載のとおりです。  
現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。  
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

10番 はい。申請地は周囲を宅地に囲まれておりまして、現況は車で踏み固まられていて、農地としての機能は満たさないという感じです。よろしく申し上げます。

議 長 只今、担当委員さんから詳しく説明を頂きましたが、譲受人は富岡の五丁目でございます。私もお会いした訳でございますが、今、担当委員さんから説明があったとおりでございます。周囲の同意も

とられているということですので、問題はないかと思えます。

議長 では、整理番号1の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長 無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長 続きまして、整理番号2の案件について事務局に説明を求めます。

議長 はい、日程第2. 議案第96号 農地法第5条の規定による、許可申請についてご説明いたします。

議長 7ページをお開き下さい。整理番号2の案件につき説明致します。  
申請人は議案記載のとおりです。  
申請物件の表示は、苓北町白木尾の畑1筆708㎡のうち406㎡です。

事務局 転用の目的は個人住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「借り受け人は、現在福岡市に居住しているが、将来帰郷して居住するため、実家近くの土地を探していた。

申請地は町道沿いにあり、実家近くで利便性も良いため、転用申請に至った次第である。

他に代替となる土地も無いことから、申請地を個人住宅として転用したい」というものです。

申請地は8ページから10ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分

は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由からで第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1 番 はい。15日に申請者とお会いし、申請者兄弟になります。弟さんが帰って来て家を建てるということでございます。弟さんは現在福岡で建設関係の仕事をされているとのことで、聞いております。ですから、私が見た範囲では問題はないかと思っております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。整理番号2の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長 無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長 続きまして、日程第3、議案第97号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第3、議案第97号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、ご説明致します。

平成27年10月9日付けで苓北町長から合議がっております。

す。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域除外の申請があつており、農業委員会には除外した後転用できるかの可能性についての合議を求められております。

それでは、整理番号1の申請です。12ページをお開き下さい。

申請人は議案記載の個人です。申請物件は芥北町都呂々の田2筆合計2,160㎡です。施設の概要は植林です。申請理由は「申請地は山林に隣接した農地で、これまで水稻を耕作していたが、高齢化による労働力不足のため、農地としての維持管理が難しくなった為、植林を行い山林として管理したい」というものです。

場所及び概要につきましては13ページから14ページをご覧下さい。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

転用目的の適否、使用目的実現の確実性、土地選定の適否、申請目的の妥当性、被害防除対策についても現地確認及び本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。

なお、農用地区域除外後の立地条件は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

6 番 はい。申請人と10月の中旬に現地に行って来ました。皆様ご存じのとおり、この地区は山林が迫っておりまして、周囲も山林でございます。今までは、奥さんと息子さんとで農業をやっておられました。親父さんは病気でございまして、水田をやっていくのがむずかしくなったということで、息子さんはサラリーマンに専念したいということで、耕作がむずかしいということでございました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。他にご意見ございませぬか。無いようでございますので整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので番号1につきましては許可見込みがあると決定致します。

議 長 続きまして、日程第4、議案第98号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第98号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

17ページをお開き下さい。

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はレタスです。

期間は6年2ヶ月です。

続きまして、18ページをお開き下さい。

新規設定で3件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合のものと、熊本県農業公社のものがございます。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容はレタス・水稻です。

期間は10年2ヶ月のものと10年のものがございます。

続きまして、19ページをお開き下さい。

再設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻・果樹・普通畑・飼料作物です。

期間は10年です。

続きまして、20ページをお開き下さい。

再設定で7件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記

載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻です。  
期間は10年です。

続きまして、21ページをお開き下さい。

転貸で1件ございます。芥北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は議案記載のとおりです。

続きまして、22ページをお開き下さい。

転貸で1件ございます。芥北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は議案記載のとおりです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第98号は原案どおり許可することに致します。

議 長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

なお、その他事項 1 農用地利用配分計画に認定につきましては、大仁田委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで大仁田委員さんの退室をお願い致します。

(大仁田委員退室)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局

はい、23ページをお開き下さい。

- 1 農用地利用配分計画の認定について(中間管理機構 借受け分)について報告致します。

平成27年7月27日の第6回苓北町農業委員会で認定されました、農用地利用集積計画につきましては、熊本県から認可され、別紙のとおり借人が決まりましたので、ご報告します。

24ページをお開き下さい。

賃借権設定等(転貸)関係につきましては、記載のとおりです。

議長

はい、ありがとうございます。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、全員賛成であります。ありがとうございます。大仁田委員さんにつきましては入室をお願い致します。

(大仁田委員入室)

事務局から他にございましたら、お願い致します。

事務局

・事務局からその他事項

2. 農業委員会法改正について

3. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について

4. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

5. 天草地区農業委員研修会について

11/19(木)午後2時~天草市 志柿地区コミュニティセンターの予定

6. その他

最後に、次回農業委員会総会予定は  
平成27年11月25日（水）午前9時30分～庁議室としてお  
ります。  
事務局からは以上です。

議長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成  
27年第9回総会を閉会いたします。

閉会午前10時41分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_